



改憲問題対策法律家6団体連絡会の近時の活動

1 昨年の衆院選は、改憲問題対策法律家6団体連絡会(長いので、以下単に「6団体」と呼びます。)にとって不本意な結果でした。

衆議院で改憲派が3分の2を下回れば、われわれも多少は落ち着けるのではと考えていましたが、その期待は裏切られてしまいました。振り返ると、選挙前のわれわれの期待が過剰だったのではないかと思います。投票率や与党・立憲野党・第三極というブロックの得票数で見ると、ここ数年の選挙から大きな変化はなかったのです。

こうして、6団体の活動は落ち着くどころか、(やや不本意ながら)より活発になっていきました。

2 国会開会中の6団体のメインの活動は憲法審査会対策です。そこで、今年に入ってから審査会(特に衆議院)の動きとそれに伴う6団体の活動を紹介したいと思います。

通常国会が始まると、衆議院では2月10日以降、憲法審査会がほぼ毎週開催されるようになりました。予算審議中ですら開催されるという異常事態です(毎週開催には与党委員も疲れているとも聞きます)。

審査会では、2月に国会のオンライン審議に関する自由討議(法案等を審議するわけではないため、こう呼ばれるようです)が行われ、3月3日には「取りまとめ案」の採決が行われました。憲法審査会に憲法解釈を確定させる権限はなく、また改憲案を取りまとめる際の予行演習的な動きだったため、6団体はこれに反対しましたが、採決されてしまいました(ただし、その後のオンライン審議を具体化する動きは乏しいようです)。

2月下旬にロシアがウクライナに侵攻すると、それが審査会にも影響します。3月半ばからは、ウクライナ侵攻に便乗するかのように緊急事態条項を中心的なテーマとする自由討議が行われ、改憲派からは国会議員の任期延長を求める主張がありました。しかし、任期延長は裏を返せば、有権者から選挙の機会を奪うものです。そこで6団体は、4月6日に任期延長を含む緊急事態条項創設に反対する声明を出しました。

4月半ばには、国民投票法(改憲手続法)についての議論が行われましたが、与党が公選法並びだけの改正案を提出するとの報道がありました(実際に4月27日に提出)。これは、広告規制などへの必要な措置を国会に義務付けた同法附則4条を無視する動きですので、報道直後の4月22日に拙速審議と

採決に反対する声明を出しました。声明の甲斐もあってか、その後、5月19日時点まで改正案の審議はされていません。

5月に入ると、安全保障(9条など)に関する自由討議が行われます。「平和の党」を自称するはずの公明の議員から、自衛隊を憲法73条に明記するという発言(当然、9条を骨抜きにしかねません)が出始めており、今後也要注意です。

3 一方、参議院の憲法審査会は、衆議院よりおとなしめです。開催は隔週程度で、改憲派の熱の入れ方に衆議院と温度差があるようです。

4 以上述べたような憲法審査会の動きに対応するため、ほぼ毎週、6団体では傍聴(シフトを組んでいます)や対策会議、議員との意見交換や資料提供を行っています。私も何回か傍聴しましたが、実際に見るとよくわかることもあります。例えば、維新の議員(特に足立康史議員)の発言やヤジの下品さなどは、席が傍聴席に近いこともあってよくわかります。

また、憲法審査会の状況を市民に伝えるため、審査会直後に2回ほど集会も開催しました。

5 通常国会中に改憲案が発議される可能性は低いですが、7月の参院選の結果によっては、その後どうなるかわかりません。改憲に進むかどうかは、参院選でのみなさんの一票にかかっています。

(弁護士 辻田航)

次号予告

「法と民主主義」2022年7月号(No.570)

【特集】

「沖縄復帰50年(仮題)」

復帰から50年という歴史を経て、いま沖縄のおかれている現状を受け止め、憲法の精神である国民主権・平和主義・基本的人権という視点に立った特集をお送りしたいと、準備をしています。

針生誠吉基金

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。